

建設工事における最低制限価格及び失格基準価格の改正について

最低制限価格及び失格基準価格については、国・長野県と比較して低い状況にあることから、最低制限価格等の引き上げを行います。

○現行と改正後の新旧の比較

(1) 最低制限価格（土木一式、解体以外の工種）

項目	改正後	現行
直接工事費	97%	97%
共通仮設費	90%	90%
現場管理費	90%	90%
一般管理費	<u>68%</u>	55%
設定範囲	<u>92%～75%</u>	90%～70%

※一般管理費が68%、設定範囲が92%～75%に変わります。

(2) 失格基準価格（土木一式のみ）（計算式は変更しないため割愛）

項目	改正後	現行
設定範囲	<u>94.5%～89.5%</u>	92.5%～87.5%

※設定範囲が94.5%～89.5%に変わります。

○ 適用日

令和6年4月1日以降の入札公告又は通知を行う工事から適用します。